豊中市介護サービス相談員派遣事業について(依頼)

平素は、介護保険事業の円滑な推進にご尽力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、本市におきましては、平成13年度(2001年度)から厚生労働省の介護サービス適正実施指導事業の一環である「介護サービス相談員派遣事業」を豊中市社会福祉協議会に委託して実施しております。

この制度は、市に登録された介護サービス相談員が介護サービスを提供する場を訪問し、利用者からのサービス内容に関する疑問や不安などの相談にのり、その内容を利用者に代わり橋わたし役として事業者に伝えることで、苦情申立に至るほど問題が大きくならないうちに、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指すものです。

介護サービス相談員を受け入れされる事業所は、介護保険サービス事業者ガイドブックに介護サービス 相談員の受入事業所として掲載させていただきます。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、介護サービス相談員の派遣につきまして、ご承諾いた だきますようよろしくお願い申しあげます。

記

1. 回答方法

別紙『介護サービス相談員派遣事業依頼書』に必要事項をご記入いただき、原本を当課へご提出ください。(郵送可能です。)控えにつきましては、貴事業者で原本を複写いただき、保管してください。

2. 実施方法について

2. 关旭分伝に パート	
サービス区分	実施 方 法 等
●施設サービス	介護サービス相談員が、事前に各施設担当者と
介護老人福祉施設、介護老人保健施設	日程を調整したうえで施設を訪問し、相談活動を
●居宅サービス	行います。
特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビ	活動内容については記録を行い、各施設担当者
リテーション	に報告します。
●地域密着型サービス	
地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同	
生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模	
多機能型居宅介護、地域密着型通所介護 等	
●上記以外の居宅サービス	介護サービス相談員が、毎週金曜日13:00~
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・福祉用具貸	15:30すこやかプラザにおいて相談窓口を開所
	15:309 こでがフラリにおいて相談芯口を開放 し、利用者の希望に応じて訪問するなどの相談活
与・居宅介護支援等	
	動を行っています。(電話による相談も可能で
	す。)
	相談内容については、関係機関と連絡調整等を
	行い、各事業担当者に報告します。

3. お問合せ先

豊中市福祉部長寿社会政策課計画推進係

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

直 通 電 話 (06) 6858-2837 ファックス (06) 6858-3146

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

〒561-0881 豊中市岡上の町2丁目1番15号(すこやかプラザ内)

直通電話(06)6848-1279

豊中市長 様

介護サービス相談員派遣事業依頼書

次のとおり、介護サービス相談員派遣事業を依頼します。

1. 事業所連絡先	〒 −
	豊中市町丁目番号ビル階
	電話 O 6 () FAX O 6 ()
2. 事 業 所 名	
3. 代 表 者 名	
4.担 当 者 名	
5.介護類 *提供しているすべて いるすべに レロンのでは、しているでは、しているでは、しているのでではない。 *提供しているのでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いる	□介護老人福祉施設 □介護老人保健施設 □居宅介護支援(介護/予防) □訪問介護(介護/予防) □訪問入浴(護/予防) □訪問リハビリテーション(介護/予防) □福祉用具貸与(介護/予防) □特定福祉用具販売(介護/予防) □通所介護(介護/予防) □通所りハビリテーション(介護/予防) □短期入所生活介護(介護/予防) □短期入所疾養介養(介護/予防) □短期入所疾養介養(介護/予防) □校に型訪問の介護(介護/予防) □校に型訪問の介護(介護/予防) □水規模多機能型居宅介護(介護/予防) □地域密着型特定施設入居者生活介護 □地域密着型外護老人福祉施設 □看護小規模多機能型居宅介護 □地域密着型の・随時対応型訪問介護 □定期巡回・随時対応型訪問介護 □定期巡回・随時対応型訪問介護